

## 1) iDeCo について (P78)

iDeCo は、テキスト刊行時点から見直しが行われているため、以下に補足します。

iDeCo は、より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、2020年6月確定拠出年金法の一部が改正になりました。

### 【改正：2022年4月から】

#### ①受給開始時期（2022年4月より）

iDeCo は原則 60 歳から受け取ることができ、75 歳までの間で選択することができます（1952年4月2日以前生まれの者が対象）。

#### ②加入できる年齢（2022年5月より）

iDeCo に加入できる年齢要件が拡大され、新たに国民年金被保険者であれば加入可能となりました。

##### 《新たに iDeCo に加入できる者》

- ・ 会社員・公務員など（国民年金第2号被保険者）で、60歳以上 65歳未満※の者  
※公的年金の加入期間が120月未満等の国民年金第2号被保険者は、65歳以上も加入可能
- ・ 国民年金に任意加入している 60歳以上 65歳未満の者
- ・ 国民年金に任意加入している海外居住者

#### ③企業型確定拠出年金（企業型 DC）加入者の要件緩和（2022年10月より）

企業型確定拠出年金に加入している者は、原則 iDeCo に加入可能となりました。

##### 《要件》

- ・ 掛金（企業型 DC の事業主掛金・iDeCo）が毎月拠出であること
- ・ 企業型 DC のマッチング拠出を利用していないこと

##### 《iDeCo の掛金額》

各月の企業型の事業主掛金と合算で月額 5.5 万円以内（確定給付型の他の制度にも加入する場合には、月額 2.75 万円）

区 分	企業型 DC のみ加入	企業型 DC と確定給付型の他制度に加入
iDeCo の掛金額	月額 5.5 万円－各月の企業型 DC の事業主掛金額 ※iDeCo の拠出限度額上限 2 万円	月額 2.75 万円－各月の企業型 DC の事業主掛金額 ※iDeCo の拠出限度額上限 1.2 万円

## 2) NISA について (P92-P99)

NISA は、令和 5 年度税制改正大綱等において見直しが検討されているため、以下に補足します。

令和 5 年度税制改正大綱等において、2024 年以降の NISA 制度の抜本的拡充・恒久化の方針が示されています（改正決定は、法案成立後になります）。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠)の再利用が可能		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ 型及び毎月分配型の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4)2023年末までジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

出所 金融庁 <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/nisa2024/index.html>